

沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 業 度	法人名					
・	・	()				
・	・					
各 連 結 法 人 に お け る 繰 越 分 算	各 連 結 法 人 の 合 計 額 の 計 算	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「55の①」)	21	円		
		経 営 革 新 設 備 等 の 取 得 を し た 各 連 結 法 人 の 個 別 所 得 金 額 の 合 計 額 (取得連結法人の(1)の合計)	22			
		繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 を 有 す る 各 連 結 法 人 の 個 別 所 得 金 額 の 合 計 額 (繰越連結法人の(1)の合計)	23			
		調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二 (二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	24			
		当 期 分	総 調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 $(24) \times \frac{20}{100}$	25		
			当 期 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額 (各連結法人の(9)の合計)	26		
			調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(二十二)「34の②」)	27		
		前 期 繰 越 分 算	当 期 税 額 控 除 額 の 合 計 額 (26) - (27)	28		
			総 調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 $(24) \times \frac{20}{100}$	29		
			総 調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 の 残 額 (29) 又は (29) - (26)	30		
		繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	平 平 : : (各連結法人の(44の①)の合計)	31	
				平 平 : : (各連結法人の(44の②)の合計)	32	
				平 平 : : (各連結法人の(44の③)の合計)	33	
				平 平 : : (各連結法人の(44の④)の合計)	34	
		合 計		35		
		繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	平 平 : : (別表六の二(二十二)付表「30の②」)	36	
				平 平 : : (別表六の二(二十二)付表「31の②」)	37	
				平 平 : : (別表六の二(二十二)付表「32の②」)	38	
				平 平 : : (別表六の二(二十二)付表「33の②」)	39	
		合 計		40		
当 期 繰 越 税 額 控 除 額 の 合 計 額 (35) - (40)		41				
法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 合 計 額 (28) + (41)		42				
繰 越 分 算	繰 越 分 算	連 結 事 業 年 度 又 は 事 業 年 度	前 期 繰 越 額 又 は 当 期 税 額 控 除 限 度 額	当 期 控 除 可 能 額	翌 期 繰 越 額 (43) - (44)	
		43	44	45		
		平 平 : : ①	円	円		
		平 平 : : ②			外 円	
		平 平 : : ③			外	
平 平 : : ④			外			
計			(17)			
当 期 分		(5)	(9)	外		
合 計						

円

別表六の二十一 平二十七・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二（十一）の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が平成24年改正法附則第33条第1項《沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成24年改正前の措置法（以下「平成24年旧効力連結措置法」といいます。）第68条の14第2項又は第3項《沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、次に掲げる連結事業年度において、法人税額がないためその後の事業年度又は連結事業年度に繰り越して税額控除の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出しなければなりませんので、御注意ください。

- (1) 経営革新設備等を事業の用に供した連結事業年度（供用年度）
- (2) 供用年度後の繰越税額控除限度超過額がある連結事業年度
- (3) 経営革新設備等又は特定経営革新設備等を事業の用に供した事業年度後の繰越税額控除限度超過額がある連結事業年度

2 この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の

中に記載してください。

3 「当期分3～11」及び「当期分25～28」の各欄は、平成24年旧効力連結措置法第68条の14第1項に規定する特定中小連結親法人又は特定中小連結子法人が同項に規定する経営革新設備等を平成14年4月1日から平成25年3月31日までの間に取得等をし、沖縄県の地域内において事業の用に供した場合に、その経営革新設備等につき、その供用年度において平成24年旧効力連結措置法第68条の14第2項の規定による法人税額の特別控除を受けるときに記載します。

4 「翌期繰越額45」の各欄の外書には、措置法第68条の15の7《法人税の額から控除される特別控除額の特例》（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第25条の4第1項《連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例》の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に、別表六の二(二十二)又は別表六の二(二十二)付表の「調整前連結税額超過構成額②」の各欄の金額を記載します。この場合において、「計」及び「合計」の記載に当たっては、当該金額を含めて計算します。